

## 2020年度自治体キャラバン行動

### 「新型コロナウイルス感染症のもとでの住民のいのちと暮らしを 守るための要望書」(回答)

1. 自治体の職員削減をやめ、緊急時にも市民救済にこたえられる職員配置をしてください。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行ってください。

(回答)

正職員の配置については、災害等の緊急時にも対応できるよう、必要な人員体制を引き続き確保していきたいと考えております。

2. 各市町村独自の現金支給をいち早く、かつ何度も行ってください。

(回答)

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入減に対する支援として、児童扶養手当受給世帯へ3万円の支給を行っております。

今後についても、市民生活の状況、財政状況も鑑みながら必要に応じ、効果的な施策を実施していきたいと考えております。

3. 国に対して特別定額給付金の第二弾、第三弾を行うよう強く要請してください。

(回答)

特別定額給付金に限らず、市民に必要な給付、助成について、機会に応じて要請してまいります。

4. 各市町村独自に地域で活動するNPO、子ども食堂等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を立ち上げ、「食うに困っている」子ども、学生、シングルマザー、高齢者はじめ市民に食べ物が届くようにしてください。

(回答)

本市におきましては、今年1月に本市社会福祉協議会が、市内のスーパーと「食材に関する協定」の締結が行われ、スーパーの食品ロスの削減・社会貢献、社会福祉協議会のフードバンク事業への取り組みが目的で、食品の品質には全く問題がないものの、市場に流通できなくなった野菜を中心に月に4回提供して頂いております。

なお、今後も他市の状況等収集してまいります。

5. 小中学校の給食費を無償化してください。休校中も必要な子どもたちのために安心・安全・おいしい給食の提供を行ってください。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化してください。

(回答)

給食費については、これまで材料費相当分を負担いただいております。今後もこれまで同様ご負担いただきます。本市では、全校自校式給食で献立を工夫し、子どもの食をささえる内容

となるよう取り組んでおります。

また、給食費は就学援助の対象となっております。

副食費については、年収 360 万円未満相当の世帯や第 3 子以降の子どもについて、無償化を実施しております。

6. 税・国民健康保険料・介護保険料などの値上げを行わず、さらに大幅な減免制度を行ってください。国民健康保険傷病手当は被用者だけでなく自営業者やフリーランスにも適用拡大をしてください。6 月の納付書送付時には、傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシをいれ周知を行ってください。なお、申請については窓口での三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答)

新型コロナウイルス感染症等の影響により、市税の納付が困難となられた個人・法人の方を対象に、徴収猶予の特例制度を実施しております。

なお、申請につきましては、窓口・郵送・e L T A Xによるオンライン（電子）申請により受付を行っております。

また、新型コロナウイルス感染症等により所得が減少された方についても、市税条例に基づく、減免制度がございます。

前年の所得金額を基準として、現年中の年間見込所得金額の減少の割合により、減免の適用となる場合があります。減免適用を受けていただくためには、所得の内容等により必要となる書類等が異なりますので、事前に電話でのお問い合わせをお願いしております。

所得減少による減免や今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少による減免等の周知を行い、実施しております。

傷病手当につきましては、被用者を対象として条例を設置しております。

郵送で可能な手続きにつきましては、郵送でのやりとりが可能である旨を案内し、返信用封筒を同封しております。

介護保険料は、介護保険制度を運用するのに必要な総給付額を試算し、所得や課税状況に応じて保険料額を決定しております。

また、低所得者の保険料につきましては、公費による軽減措置及び市独自減免を条例等で定め、実施しております。減免措置の周知につきましては、保険料決定通知書、広報紙及びホームページで行っております。

郵送で可能な手続きにつきましては、ホームページ上に申請用紙をアップロードし、郵送でのやりとりが可能である旨ご案内しております。

7. 生活保護、住居確保給付金などの申請は簡易にし、三密をさけるため郵送申請、メール申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにしてください。

(回答)

住居確保給付金の申請関係書類等につきましては、市ホームページに掲載しております。

なお、相談等についても電話での対応も行っております。生活保護の相談、申請につきましては、その方の生活状況等の詳細を聴取・把握する必要があることから、相談室の換気やアルコール消毒液の配架等も行っておりますので、ご来庁のうえ、手続きをお願いしております。

なお、不足書類などの提出につきましては、郵送などで提出していただくことも可能です。

8. 新型コロナウイルス感染症で明らかになったように医療体制確保が急務です。地域医療構想を抜本的に見直すよう国、大阪府に働きかけてください。自治体として発熱外来を医師会、公立病院等と協力して確保してください。医療機関や妊婦をはじめ必要に応じてPCR検査が受けられるように拡大してください。

(回答)

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、医療現場が大変な状況となった事は承知しておりますが、地域医療構想は、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年を見据え、高度急性期から在宅医療まで切れ目なく、地域において効果的かつ効率的な医療提供体制の確保に向けた計画で、見直しに関し、国や大阪府への働きかけは必要ないものと考えております。

また、本市は保健所の設置市ではなく、感染症対策については、大阪府に権限があることから、発熱外来の設置やPCR検査の実施について、必要性がある状況の場合には、大阪府和泉保健所と協議してまいりたいと考えております。

9. 堺市・東大阪市・豊中市・高槻市・枚方市・寝屋川市・吹田市・八尾市は市立保健所の機能強化をはかってください。それ以外の自治体は保健所機能の強化を行うよう大阪府に強く要望してください。地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を大阪府・市直営に戻し、人員予算を拡充するよう大阪府に要望してください。

(回答)

本市は、保健所の設置市ではないことから、大阪府和泉保健所との連携を図っております。

また、大阪健康安全基盤研究所については、今回の要望の意義が解りかねる事から、本市より大阪府に要望することはありません。

10. マスク・消毒液・フェイスシールド・防護服・グローブ・ゴーグルなどを大阪府と協力して必要数を全医療機関および介護事業所等に配布してください。

(回答)

本市では、感染予防対策として、市に寄贈いただいたマスクを活用し、ウイルス感染による重症化のリスクが高いとされる70歳以上の高齢者がいる世帯、市内の介護、障がい者サービスを提供する事業所に対して配布を行いました。

今後も、必要に応じ、マスクや消毒液などの配布等を行ってまいりたいと考えております。

11. 患者・利用者減による医療機関・介護事業所・障害者事業所等の経営困難に対する赤字補填を国・大阪府に求めてください。

(回答)

今般の国の第1次・第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染予防対策として、様々な予算措置が行われており、本市としましては、国・府の動向を注視してまいりたいと考えております。

12. 「ステイホーム」が長引き、生活困窮や先行きの不安、養育疲れなどで、児童虐待やDVの可能性が高まる中、早期に把握し解決するための手立て、関係部署との連携をすすめてください。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯等を支援する取り組みとして、国や自治体において各種給付金の支給が実施されておりますが、DV等により避難されている場合についても、避難先で給付金の支給が受けられるよう関係各課と連携のうえ、慎重な対応・配慮に努めております。

また、学校等の臨時休業による在宅期間の長期化に伴う児童虐待の可能性が高まることが懸念されるにあたり、幼小中学校等各機関に登校日等における要保護児童等の経過観察・連絡について依頼し、早期の把握に努めております。

今後においても、状況確認の徹底を図るため、支援対象児童等について、電話・訪問等により定期的な状況確認・見守りを実施し、要保護児童対策地域協議会等における関係機関との情報交換や連絡・調整を図り、相談支援体制の強化に努めてまいります。

高石市ホームページ「配偶者等からの暴力（DV）でお悩みの方へ」において、相談できる窓口一覧を掲載し、DVで不安を感じたらすぐに相談窓口にご相談することを呼びかけています。

また、令和2年度より女性相談を年間24コマ増やすとともに、電話での相談を周知し、DV相談体制の充実を図っています。

今後も女性相談や人権相談において、早期にDV被害を把握し、解決に向けて、女性相談センターや警察など関係機関と連携を図ってまいります。

13. 自然災害の発生に備え、避難所で感染が広がらないように感染予防策を早急に具体化してください。

(回答)

避難所運営にあたっては、国や大阪府から示された避難所運営に関する指針等を参考にしながら、避難者が滞在するスペースの3密を避けること、健康な人と発熱・せき等のある方等とは動線や使用スペースを切り離すなどの対応を図りつつ、消毒液の設置やマスクの着用の徹底などの感染予防対策を検討しております。